

神奈川県最低賃金の改正のお知らせ

「最低賃金確認した?」「最低賃金が改定されました」

- 令和3年10月1日から、神奈川県最低賃金は
時間額1,040円
(28円引上げ)となりました。
- 神奈川県最低賃金は、県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者と使用者に適用されます。
- 次の賃金は最低賃金の対象となる賃金に含まれません。
 - ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
 - ② 臨時に支払われる賃金
 - ③ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
 - ④ 時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金
- 中小企業・小規模事業者向けに賃金引上げの際に活用できる業務改善助成金（令和3年8月から、内容を大幅に拡充しています。）等、各種支援策、無料相談を用意しています。
詳しくは、
神奈川県働き方改革推進支援センター
電話：0120-910-090 受付時間 平日9:00-17:00
にお尋ねください。

問合せ先 神奈川県労働局労働基準部賃金室
〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57
横浜第2合同庁舎8階（電話 045-211-7354）
又は、最寄りの労働基準監督署

（注）「業務改善助成金」は事業場内最低賃金を20円以上引上げ、設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。